

靈感商法等の悪質商法への対策検討会 運営要領

令和 4 年 8 月 29 日
靈感商法等の悪質商法への
対策検討会 決定

1. 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。
3. 検討会における配布資料は、原則として公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、座長の判断により配布資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
4. 検討会の終了後、速やかに議事録を作成し、公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、座長の判断により議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。この場合において、議事録の全部を非公表とするときは、議事概要を公表する。

(以上)